

下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱

平成 30 年 3 月 31 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市商業の振興、雇用機会の拡大及び地域活性化等を目的に交付する商店街等空き物件活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き物件 下関市内（以下「市内」という。）に所在する賃貸借を目的とした物件及び出店区画（以下この号において「貸物件」という。）で現在利用されていないもの（第 5 条第 1 項の事業参加者が貸物件を利用するための賃貸借期間の始期までに利用されなくなる場合を含む。）をいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小売業、飲食業又はサービス業を行うため、空き物件に入居しようとする中小企業者で第 5 条に規定する審査会（以下「審査会」という。）において補助金の交付対象予定者として決定したもの（以下「補助予定者」という。）とする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小売業、飲食業又はサービス業を行うため、空き物件に入居する者が行う空き物件の賃貸借契約の締結及び店舗開設に必要な空き物件の改装とする。

(補助金の交付対象経費等)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(審査会)

第 5 条 市長は、補助対象事業を実施する者（以下「事業参加者」という。）

及び当該者が実施しようとする事業（以下「補助予定事業」という。）を審査し、補助予定者を決定するため、審査会を設置する。

2 審査会の委員の構成、運営等の必要な事項については、別に定める。
（審査会の審査）

第6条 事業参加者は、審査会の開催の日の10日前までに、市長が別に定める様式により審査会に審査の申込みをしなければならない。

2 審査会に審査の申込みをすることができる者は、事業参加者のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）審査会へ審査を申し込む時点において、市内で補助予定事業を行う予定であること。

（2）法人にあっては主たる事務所の所在地が市内にある中小企業者、個人にあっては市内に住所を有する者であること。ただし、下関市外から転入して補助予定事業を実施しようとする個人にあっては、賃貸借期間の初日から起算して30日以内に本市に転入しようとする者であること。

（3）市税を滞納していないこと。（前号ただし書に該当する者にあつては、本市転入前の住所地の市税を滞納していないこと。）

（4）各種許認可等が必要な事業を営む場合は、該当する許認可等を取得済み又は取得見込みであること。

（5）事業内容が法令（条例を含む。）に反しないこと。

（6）下関市暴力団排除条例（平成23年下関市条例第42号）に規定する暴力団関係者ではないこと。

（7）その他市長が補助金の交付が適切でないとして別に定める事業に該当しないこと。

3 事業参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、審査の対象としないものとする。

（1）第1項に規定する提出期限までに審査会に必要書類を提出しないとき。

（2）審査会の開催の時点で補助対象事業に着手しているとき。

（3）審査会に出席しないとき。

4 審査会は、第1項の規定により事業参加者から審査の申込みがあったと

きは、その内容を審査した上、審査の結果を文書をもって当該事業参加者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助予定事業を開始しようとする空き物件(以下「対象空き物件」という。)の賃貸借期間の初日の属する月の翌月の初日(賃貸借期間の初日が月の初日である場合は、当該日)から3月を経過するまでの期間(以下「補助対象期間」という。)の満了の日の翌日から60日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までの期間(以下「申請期間」という。)内に商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象空き物件に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 別表に掲げる店舗改装費用に係る費用の支払日及び当該費用の支払を証する書類
- (3) 各種許認可等が必要な事業を営む場合にあっては、該当する許認可等を受けていることを証する書類の写し
- (4) 対象空き物件の図面
- (5) 対象空き物件の店舗改装前後の外観及び内観の写真
- (6) 補助対象期間の対象空き物件に係る家賃の支払を証する書類
- (7) 住民票(審査会への審査の申込み時点において本市に住所を有していなかった者及び審査会への審査の申込み時点から住所に異動があった者に限る。)

(補助金の交付の要件)

第8条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 補助対象期間において、必要な許認可等を取得し、補助予定事業を開始していること。
- (2) 審査会が補助予定者として決定した日から2月を経過する日までの間に対象空き物件の賃貸借契約を締結していること。

(3) 補助対象期間において、補助予定事業並びに小売業、飲食業又はサービス業以外の事業を実施していないこと。

(4) 補助金の交付の申請時に補助予定事業を中止し、又は廃止していないこと。

(5) 第6条第2項第3号ただし書に該当する者にあつては、同号ただし書に規定する期間までに本市に住所を有していること。

2 前条第1項の申請時において前項各号のいずれかを欠くとき、又は申請期限までに申請書の提出がなかったときは、審査会による補助予定者の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、第7条の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(交付の決定の通知)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した補助対象者(以下「申請者」という。)に対し通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨及びその理由を付し、申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定により申請を行った後、前条の規定による通知を受けるまでに補助予定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ商店街等空き物件活用促進事業中止・廃止届出書(様式第3号)を市長に提出して、当該補助予定事業に係る交付の申請を取り下げなければならない。

2 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」とい

う。)は、当該通知を受けた後から、第14条の規定により市が補助金を交付するときまでに、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ商店街等空き物件活用促進事業中止・廃止届出書を市長に提出して、当該補助対象事業の交付の申請を取り下げなければならない。

3 前項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付の請求)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 交付決定者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、補助金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助予定事業が実施されなかったとき。

(5) 対象空き物件の転貸等不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(質問、報告等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

2 交付決定者は、開業日から1年を経過した日から60日以内に商店街等空き物件活用促進事業経営状況報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ず1年未満で補助予定事業を廃止する場合は、廃止した日から60日以内に商店街等空き物件活用促進事業経営状況報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が指示する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に審査会による審査の申込みをした者から適用する。

(経過措置)

2 前項の施行日前にこの要綱による改正前の下関市あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱に定める審査会による審査の申込みをした者については、なお従前の例による。

(要綱の失効)

3 この要綱は令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に審査会による審査の申込みをした者から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の施行日前にこの要綱による改正前の下関市あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱に定める審査会による審査の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に審査会による審査の申込みをした者から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の下関市あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱に定める審査会による審査の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に審査会による審査の申込みをした者から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の施行日前にこの要綱による改正前の下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱に定める審査会による審査の申込みをした者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額
入居に係る家賃	対象空き物件の賃貸借期間の初日の属する月の翌月（賃貸借期間の初日が月の初日であった場合にあっては、その月）から3月分の家賃（共益費、敷金、不動産仲介料、手数料、礼金等を除く。）	補助対象経費の1/3以下の金額（1店舗当たり20万円を限度とする。）
店舗改装費用	店舗開設に必要となる対象空き物件の改装に係る経費及び補助予定事業に必要な当該事業固有の設備・機器の購入費（設置に要する費用を含む。）。ただし、什器類の購入費は対象外とする。	補助対象経費の3/4以下の金額（1店舗当たり150万円を限度とする。）

備考

- 1 店舗改装費用は、補助対象期間までに支払が終了したものを補助対象経費とする。
- 2 店舗付き住宅又は戸建て住宅の全部又は一部を改修して補助予定事業を行うときは、入居に係る家賃の補助対象経費の額は、店舗及び住宅の面積に応じて按分した店舗の面積に係る家賃の額を算定の対象とする。
- 3 同一店舗に対する補助は、1回を限度とする。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（宛先）下関市長

申請者

住所・所在地

名称及び

代表者職名・氏名

（TEL（ ）（ ））

商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付申請書

下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

[内訳]

(単位：円)

事業経費		補助対象経費	補助限度額	補助金 交付申請額	自己負担額
入居 家賃	年 月～ 年 月分				
店舗改装 費用					

※補助金交付申請額は1,000円未満切捨て

※補助金交付申請額の内訳の記入に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

2 補助対象事業の内容 別添事業実施書のとおり

3 添付書類

- ・物件の賃貸借契約書（写）
- ・店舗改装費用の支払日及びその支払を証する書類
- ・事業を営む際に必要な各種許認可証等（写）
- ・物件の図面
- ・物件の店舗改装前後の外観及び内観の写真
- ・補助対象期間の家賃の支払を証する書類
- ・住民票（事業参加申込書提出時に本市に住所がなかった者及び事業参加申込書提出時から異動があった者のみ）

商店街等空き物件活用促進事業実施書

1 空き物件

所在地 _____

物件の賃貸借条件 _____ 家賃月額 _____ 円 _____ 店舗の名称 _____

2 経営状況

- 好調（売上増加） 順調（開業時の売上を維持） 事業拡大を検討中
 不調（売上減少） ※理由を以下の項目から選択 （複数選択可）

- 来店数の減少 客席の縮小 営業時間の短縮 単価の減少
 仕入の確保難 工事の延期・中止 海外仕入難 その他

【具体的な内容】

3 投資と資金の調達（実績）

投資		発注先	金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、車両など (内訳)		万円	自己資金	万円
	・ ・ ・ ・			親、兄弟、知人、友人等からの借入（内訳・返済方法）	万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)		万円	金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
	・ ・ ・				
合計			万円	合計	万円

4 事業の実績

		開業後	今後の見通し	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算した根拠を記入
売上高	①	万円	万円	
売上原価 (仕入高)	②	万円	万円	
経費	人件費(注)	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
		万円	万円	
合計	③	万円	万円	
利益	① - ② - ③	万円	万円	

(注)個人営業の場合、事業主分は含めない。

5 3カ月の月別売上高の推移

年 月	万円	年 月	万円	年 月	万円
-----	----	-----	----	-----	----

6 地域貢献の実績

第 号

年 月 日

様

下関市長

印

商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった商店街等空き物件活用促進事業費補助金については、下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業及び内容

年 月 日付けで申請のあった商店街等空き物件活用促進事業費補助金
交付申請書記載のとおり

2 補助金交付決定額

金 円

【内 訳】

入居家賃補助 円

店舗改装費用補助 円

3 交付の条件

交付決定者は、開業日から1年を経過した日から60日以内に商店街等空き物件活用促進事業経営状況報告書（様式第5号）（以下「経営状況報告書」という。）を提出すること。ただし、やむを得ず1年未満で補助予定事業を廃止する場合は、廃止した日から60日以内に経営状況報告書を市長に提出すること。

年 月 日

（宛先）下関市長

届出者

住所・所在地

名称及び

代表者職名・氏名

（TEL（ ）（ ））

商店街等空き物件活用促進事業中止・廃止届出書

下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助（予定・対象）事業を（中止・廃止）したいので、届け出ます。

記

1 中止・廃止する内容

事業参加者名

内 容

2 中止・廃止する理由

3 中止・廃止の時期

年 月 日

（宛先）下関市長

請求者

住所・所在地

名称及び

代表者職名・氏名

（TEL（ ）（ ））

商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知がありました補助金について、下関市商店街等空き物件活用促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振 込 先

金融機関名	銀行 金庫	本店 支店 支所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義		

商店街等空き物件活用促進事業経営状況報告書

(TEL ())

1 経営状況

- 好調（売上増加） 順調（開業時の売上を維持） 事業拡大を検討中
 不調等（売上減少）※理由を以下の項目から選択（複数選択可）

- 来店数の減少 客席の縮小 営業時間の短縮 単価の減少
 仕入の確保難 工事の延期・中止 海外仕入難 その他 廃業

【具体的な内容】

2 現在の取組・今後の見通し

【売上の増加、回復】 (新規販売先の開拓、新商品の取扱い、単価の上昇等具体的な内容)

【経費削減】

【その他】

3 1年間の月別売上高・利益の推移

年 月	売上 万円	年 月	売上 万円	年 月	売上 万円
	利益 万円		利益 万円		利益 万円
年 月	売上 万円	年 月	売上 万円	年 月	売上 万円
	利益 万円		利益 万円		利益 万円
年 月	売上 万円	年 月	売上 万円	年 月	売上 万円
	利益 万円		利益 万円		利益 万円

4 地域貢献の実績
